

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

基本制度ワーキングチーム(第13回会合)開かれる

6月16日(木) 政府の「子ども・子育て新システム検討会議の基本制度ワーキングチーム」の会合が開かれました。全日私幼連からは、北條泰雅副会長が出席しました。当日は「こども指針(仮称)ワーキングチームにおける議論の報告について」と「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(案)について」の議論が行なわれました。

「こども指針(仮称)ワーキングチームにおける議論の報告について」については、こども指針(仮称)ワーキングチームにおけるこれまでの議論について報告がありました。この報告に対し、「こども指針(仮称)は一本化して示すべき」との反対論が複数の委員からありましたが、同ワーキングチームの座長である無藤委員からは、「子ども・子育てに関する理念と、施設が遵守すべき要領・指針は、法的な位置づけが異なることから、分けて示す必要がある」、「幼稚園、保育所、総合施設(仮称)でそれぞれ根拠法が異なることから、施設によって違う部分が出てくるため、一つの指針に一本化した場合、施設によってどの部分が適用されるのかが分かりにくくなり使いづらい」との説明がありました。

「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(案)について」は資料(別添)が示されました。北條副会長は「当初から子育てと教育の第一義的責任は親にあり、子どもの最善の利益を大前提にして議論を進めていただきたいと訴えてきました。子育ての第一義的責任が親にあることが書き加えられたことは評価するが、今日までの議論は子どもの権利や最善の利益よりも、親の都合などを重視する議論が中心となり教育政策としての視点が少なく思えます。労働政策も大事ではありますが、わが国の子どもたちをどのように育てるかという教育政策の議論を構築することが必要です。」と発言しました。

会議の最後に、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(案)」をより詳細に成文化をした段階で会議を一度行ない、中締めとする方向が確認されました。

[今号は4枚]

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※幼保一体化に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にFAXまたはメールでお寄せください。

FAX : 03-3263-7038 メール : info@youchien.com

基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームの会議資料等は、内閣府「子ども・子育て新システム検討会議」のホームページに掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

全日私幼連ホームページでは「[幼保一体化検討の経緯概要](#)」、「[東日本大震災の対応](#)」などの資料を随時掲載しております。<http://www.youchien.com/>

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第13回)	資料 3-1
平成23年6月16日	

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（案）

平成 23 年 6 月 日
基本制度ワーキングチーム

- 本ワーキングチームは、昨年9月に子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設置され、以降、13回の議論を重ねてきた。また、同時に設置された幼保一体化ワーキングチームについては9回、こども指針（仮称）ワーキングチームについては6回、それぞれ開催され、随時、本ワーキングチームにおいて議論の状況の報告を受け、議論を重ねてきた。
- 本ワーキングチームとしては、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について、別添の通り、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を提言しているが、その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。
- 本ワーキングチームとしては、今回、中間的に議論をとりまとめたが、社会保障と税の一体改革の工程表（案）にあるように、税制抜本改革とともに法案提出ができるよう、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、②国における所管の在り方、③ワークライフバランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、など残された課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。
政府においても地方公共団体など関係者の理解を得た上で、成案化されたい。

幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見

全日本私立幼稚園連合会
副会長 北條 泰雅

1. これまでの幼稚園の役割を尊重するとともに、地域の実情や保護者のニーズに応じた多様な選択の保障を求めます。
 - ・幼稚園には一世紀を超える歴史があり、その役割を果たしながら独自の文化を形成し今日に至っています。このように積み上げられてきた歴史・文化を尊重すべきです。
 - ・また、地域の実情や保護者のニーズに応じ、幼稚園を含めた多様な選択を保障すべきです。

2. 総合施設（仮称）については、幼児教育の位置づけの明確化が必要であり、中央教育審議会における十分な審議を求めます。
 - ・例えば「国家戦略としての幼児期からの教育」を議論するとともに、家庭教育と学校教育との役割分担を明確にするなど「学校教育」としての位置づけを明確化することを求めます。
 - ・株式会社の参入の在り方を含め、現在、学校教育体系により担保されている教育の公共性・安定性・継続性の確保及び教育の質の確保について、総合施設（仮称）についても、同様に担保することを求めます。

3. 「待機児童の解消策」や「人口急減地域・過疎地域対策」については、できるものから早急に施行することを求めます。
 - ・待機児童は、関東をはじめとする大都市圏及びその他の政令市、中核市で全体の約8割以上を占めると言われています。
 - ・他方、上記以外の多くの自治体で人口急減、過疎化が深刻化しています。
 - ・かように二極化する状況に鑑み、家庭や地域の状況に応じて形態や機能を自由に選択できる多様性、既存の各施設がより容易に機能を拡充したり、相互に連携を図れるような制度の弾力化が必要であると考えます。
 - ・幼稚園の通年型預かり保育の拡充や「認定こども園」に対する財政措置の

拡充等、まずは、より実効性・即効性の高い施策を行うべきと考えます。

4. 指定制については、私学の建学の精神の尊重を求めます。

- ・ 現行の幼稚園制度において既に認可を受けている全ての「幼稚園」に対する指定を求めます。
- ・ 私立幼稚園が現在行っている「園児の選考」「価格設定の自由」「宗教教育の自由」等の保障を求めます。
- ・ 指定基準について、幼稚園設置基準との整合性を確保し、ナショナルミニマムを確保するとともに、30人学級の実現などさらなる質の向上を図ることを求めます。
- ・ 幼稚園を含め、幼児教育に係る給付水準については、現行以上の水準の保障を求めるとともに、幼稚園と保育所との利用者負担の公平性の確保を求めます。
- ・ 過疎地など人口減少地域における小規模施設について、基礎自治体における単価の上乗せや広域自治体における機関補助等の財政支援を排除せず、また、地価や人件費等物価が高い大都市においても、基礎自治体における単価の上乗せや広域自治体における機関補助等の財政支援を排除しないことを求めます。

5. 現行よりも確実に質の高い幼児教育や保育を實踐できるだけの財源の確保を求めます。

6. 子ども家庭省（仮称）創設の検討については、幼児期の教育から小学校以降の教育との連携・接続を考慮して、十分な国民的議論を求めます。